

第3号議案 事務所移転に伴う定款の改定について

現在の事務所が入居している三会堂ビル立替のため、今年中に事務所を移転する予定である。移転先は未定であるが、現在の東京都港区から移った場合、移転先にあわせて定款を改定することの承認を求める。

一般社団法人日本教育工学会 定款
(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

以上